南部町教育委員会

南部町の教育

令和7年度

南部町教育行政施策の概要

南部町の教育

[教育の理念]

ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り拓くひとづくり ~ 自立・共生・参画~

[めざす子ども像と社会の姿]

- 〇 心豊かな 自律した子どもの育成
 - ⇒夢や目標をもち、努力し続ける子ども
 - ⇒みんなの気持ちを理解し、共に支え合う子ども

南部町教育がめざす「心豊かな自律した子どもの育成」とは、乳幼児期から、 あたたかく豊かな人や自然との触れ合いを通して、ふるさとに愛着をもち、一人 一人を大切にすることにあります。

コミュニティ・スクールの充実・発展を図り、地域とともに歩む学校づくりを 推進することで、その環境を整えます。また、「まち未来科」で身に付けてほしい 4つの力「ふるさと愛着力」「将来設計力」「社会参画力」「人間関係調整力」を、 地域と協働して育みます。

地域及び関係各所と連携・協働しながら、幼児、児童生徒に、「健全な心と体」、「確かな学力」、「学び続ける力」「未来を生き抜く力」を育み、自らの夢や目標がもてるよう育成します。

- 〇 心豊かに 共に生きるまちづくり
 - ⇒お互いの良さを認め合い、誰一人取り残さない社会
 - ⇒誰もが学び続け、よりよく生きようとする社会

「心豊かに 共に生きるまちづくり」とは、自らが生涯にわたって主体的に学習し、様々な人たちとの交流を通して、お互いに認め合う人間関係を構築して、もてる 能力や生涯の「学び」を地域に還元しながら、豊かに暮らしていくことを希求するものです。こうして、誰一人取り残すことのない持続可能な社会をめざします。

〇 心をつなぎ 未来を拓くひとづくり

- ⇒よりよい集団、社会づくりをめざし、課題を解決しようと する子ども
- ⇒まちづくりや次世代の育成に参画し、誰もが主役になれる 社会

「心をつなぎ 未来を拓くひと(づくり)」とは、創造性に溢れ、困難にも負けない前向きな意識で、地域の核となって協働してまちづくりに参画できる人のことです。心をつないで、思いやめざす姿を共有しながらひとづくりを行うことで、豊かなまちづくりにつながるとともに、誰もが主役になれる"なんぶ暮らし"がつくられていくと考えます。

[教育目標 と 教育方針]

目標1 人権文化のまちを次世代につなぐ

2022年度に「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」を改訂し、部落差別のみならず、障がいのある人の人権、男女共同参画に関する人権、子どもの人権ほか様々な人権課題の解決に取り組んでいます。

こうした人権を意識した環境づくりによって、一人一人が個人として尊重され、安心、安全に暮らすことのできる人権文化のまちをめざします。このことは、教育施策を推進する場合においても同様であり、礎となる考え方と捉えて、各教育事業を企画・立案・実施・検証していきます。

目標2 人権尊重の学びを推進する

人権とは、全ての人が生まれながらにして有している固有の権利です。このことを十分に理解し、自他の人権を尊重しながら平和で幸せな社会を実現することを目的とした各人権教育施策の展開が教育行政の責務です。

本町では、0歳から15歳までの人権教育プログラム「ミカエルプログラム」を開発し、人権感覚・知識・行動化の視点を意識して実践したり、人権に関する理解と感覚を意識しながら行動化につなげるための研修「ミカエル・セミナー」を充実させたりしてきました。今後も、こうした世代や立場を超えた人権尊重の学びを着実に推進していきます。

目標3 多様な学びの環境を整える

現代の教育行政には、あらゆる人の多様な学びを担うための機会や学びの質を保証する教育支援体制の確立が、これまで以上に求められています。

プロジェクトチームを立ち上げるなどして、意見や課題を吸い上げたり、事業実施の客観的な根拠(エビデンス)を抽出したりするなど、求められる多様な学びに応える教育環境を着実に整えていきます。こうした取組をとおして、町民だれもが主役となり、人生を豊かにするための知識や技能・態度や価値観を身に付けられる南部町を目指します。

目標4 新たな学びを創造する

現代は、スマートフォンや各種情報端末を通じて、時間と空間を越えて、世界各地のあらゆる情報を個人が容易に入手することができる時代です。

また、これまで想像さえできなかった人工知能等の先端技術により、今後の 生活がさらに大きく変化していくことは間違いありません。それに伴い、求め られる教育事業の質・機会の多様化、複雑化、高度化が推察されます。このた め、町民のだれもが生涯にわたって新たな学びを獲得し、学びの質を向上させ ることができる体制・取組を追求していきます。

目標5 学びを伝え、つなぎ、広げる

地域が誇る伝統や文化・芸術など南部町の良さを教育によって、また世代を 越えて「学びを伝え、つなぎ、広げる」ことが求められています。それらを実 現するには、豊かなコミュニケーション能力やグローカルマインド等の意識を 有した人材の育成が不可欠と考えます。

そのために、町民全体の教育への参画を促進するコミュニティ・スクールの 充実・発展などの取組により、地域課題の解決に貢献できる人材育成に努め、 生活の質と幸福度の高い南部町の実現に寄与していきます。

目標6 豊かな学びの情報を届ける

先進的かつ有益な教育事業の紹介など、学びに必要な情報を対象となる町民 に確実に届けることができれば、期待する成果を得られるとともに、事業の充 実・発展につなげることができます。

このため、町のウェブサイトや各小中学校のブログほかを通じて、必要な教育情報を発信し、町民が学ぶ場や機会を効率的かつ確実に届けることで、生涯学習社会の実現に寄与していきます。

※南部町教育振興基本計画(第Ⅲ期)より抜粋

令和7年度

南部町教育行政施策の概要

I. はじめに

教育は明るい未来を創造する大きな力です。これまで、本町教育委員会においては、 大切にしてきた精神「南部町教育 一歩前へ」の発展・深化を希求しつつ、教育施策 の戦略的・創造的な取組を推し進めてきました。

そのような中、令和6年3月には10年先の教育の理想像を見据えつつ、向こう6年間の具体的な施策やスケジュールを示すために南部町教育振興基本計画(第Ⅲ期)を策定しました。当該計画においては、教育の理念を「ふるさとを愛し、志高く、南部町から未来を切り拓くひとづくり~自立・共生・参画~」と設定し、理念を実現すべく教育の振興に資する施策を総合的かつ着実に推進しているところです。

さらに、本年度の教育行政においては、新たな取組として以下4つの施策に着手し、 さらなる充実を図ってまいります。

【総務・学校教育課】

1点目は、不登校対策です。これまでの取組を継続するとともに、中学校の校内に サポートルームを新設、学習相談員を配置します。教室に戻ることが難しい生徒にと って、学校内で過ごすことに慣れるステップとして機能させることをめざします。ま た、学習相談員の常駐により、生徒一人一人の状況に応じた支援が可能になります。 学習の遅れを取り戻すためのサポートや、心理的な不安軽減のためのカウンセリング を実施していきます。

2点目は、現代のグローバル化した社会において、その重要性が非常に高まっている英語教育の充実です。具体的には、一人一台に整備したICT端末を活用し、児童生徒がAIと対話しながら英語を学習することができるアプリを導入するとともに、中学校の全ての英語の授業でALTが指導できる体制を整備します。AI搭載アプリは、生徒個人の学習進度や弱点に応じたフィードバックの提供により、効率的な英語力向上につなげていきます。また、ネイティブスピーカーとの直接的な交流機会の増加で、生徒の学習意欲や異文化理解の促進にも期待しているところです。

【人権・社会教育課】

3点目は、町民の人権に関する意識調査の実施です。町民が有する人権に係る考え 方や理解の深さや関心度等の把握から、どの部分で教育や啓発活動が必要なのか、具 体的な課題を特定します。また、南部町特有の課題や住民ニーズに対応した内容を反 映することで「南部町における部落差別をはじめあらゆる差別をなくす総合計画」の 実効性の向上をめざします。併せて、結果の公開により地域社会に対して、取組の透 明性と信頼を示していきます。

4点目は、スポーツ振興コーディネーターの配置です。現在、障がいのある方々が、 学校卒業後も生涯を通じて教育や文化、スポーツなどの様々な機会に親しむことができる社会が求められています。このことから、当該コーディネーターの配置により「障がい者のスポーツ活動への参加機会の創出」をめざします。また、小中学生の体力や人間関係構築力の向上をめざした小学校での運動遊び、中学校でのスポーツ活動の場の提供なども充実を図ってまいります。こうした諸施策の実施に当たっては、町教育委員会としての役割と責任において、主体的な姿勢で取り組むことはもとより、関係機関・団体等との連携を深めながら、積極的に推進していく所存です。

ここまで、本年度の新たな取組について述べてきましたが、現在まで実施してきた 学校教育と社会教育との連携による教育施策の歩みを止めるものではありません。南 部町における教育施策の主目的は、町ぐるみで若者の地元定着をめざすことにあり、 持続可能な人づくり・地域づくり・つながりづくりにあると考えています。

幼稚園年長から中学校卒業まで、10年間の一貫した「まち未来科」カリキュラムやコミュニティ・スクールほかの教育活動において、地域からの惜しみない愛情のシャワーをふんだんに浴びて育った子どもたちが、自発的意思に基づいて高校生サークル員となり地域貢献活動に参加・参画しています。また、数年後には青年団となって社会教育委員、公民館運営審議会委員、全校区の学校運営協議会組織の委員に就任して地域住民の代表となって多様な意向を反映させた教育行政の実現に寄与しています。そして、この若者たちが結婚や出産を経験し、産まれてきた子どもたちがまた、南部町の学校に入学してくれるという好循環が今、確立しつつあります。

今後ますます人口減少・少子化が深刻化し、地域コミュニティが希薄化するとともに、DX化、グローバル化等の進展により将来の予測が困難な時代にあっても、こうした持続可能な人づくり・地域づくり・つながりづくりは、ぶれることなく推し進めてまいります。また、こうした教育に係る諸問題のうち、本町教育委員会が取り組むべき課題は何なのかプライオリティを見定めつつ、適切な施策化に努めるとともに、計画的かつ着実な実施をめざしてまいります。

そうして、南部町が教育を起点に人生 100 年時代を豊かに過ごすことができる町へ と成熟していけるよう、引き続き多様な教育施策で寄与していく所存です。

Ⅱ. 重点施策

【総務・学校教育課】

1 不登校の未然防止・早期対応の取組強化

- (1) 児童生徒の生活及び学習環境に届く「チーム学校」の動きの確立と南部町不登校対策委員会の立ち上げによる機関連携の強化
- (2) 専門家の指導助言による児童生徒理解に基づいた支援の実践と、教職員一人 一人のスキル向上及び学校組織としての支援体制の充実

2 学力の向上

- (1) 主体的・対話的で深い学びを通して進めるICT活用能力も取り込んだ3 つの資質・能力(※)の育成
 - ※「知識および技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」
- (2) 子どもたちの表現活動を学びの深化につなげ、子どもたちが学習の主体者として取り組む授業づくり

3 コミュニティ・スクールの充実

- (1) 中学校区学校運営協議会と各校CS委員会の再構築
- (2) 協働活動統括推進員による取組支援と地域学校協働活動との連携強化

4 部活動改革の推進

- (1) 部活動地域移行(展開)に向けた取組の推進
- (2) 部活動の地域移行(展開)に関する計画及び状況の保護者、地域住民への周知・啓発

5 GIGAスクール構想によるICT利活用の支援

- (1) デジタル教科書やデジタルドリル教材の利活用やオンライン校外学習など I C T を活用した授業実践を支える環境整備
- (2) 定期的に開催する I C T 担当者会での授業実践交流及び I C T 支援員及び専門家を活用した授業支援

【人権・社会教育課】

1 次代の町を担う人材の育成

- (1) 多様な世代、とりわけ働く世代を意識した生涯学習・社会教育の場の提供
- (2) 高校生サークル・新☆青年団の活動支援と広報の充実、他地域との交流活動 の促進

2 人権教育・人権啓発の推進

- (1) 身の回りの差別や不合理に気づく人権教育、人権啓発活動の充実
- (2) 人権学習推進委員、各振興協議会との連携による身近な人権課題の学習機会 提供
- (3) 町民を対象とした人権意識調査の実施

3 家庭教育支援の推進

- (1)「スマイルサポートなんぶ」を核としたアウトリーチ型家庭教育支援体制の 充実
- (2) 家庭や家族のあり方を考える機会の提供による家庭の教育力向上

4 文化財保護の啓発

- (1) なんぶふれあい館を拠点とする文化財保護の啓発
- (2) 文化財保管倉庫の年次的な整理、埋蔵文化財包蔵地等における試掘調査の実施

5 図書館利用の促進

- (1) 地域や団体と連携した図書館づくりの推進
- (2) 情報拠点施設としての確立、住民の求める知識や情報の的確な提供

Ⅲ. 重点施策に基づく具体的な取組

【総務・学校教育課】

N 411C	375 TXX月杯	
	重点施策	具体的な取組
1	不登校の未然	<u>〇不登校対策事業</u>
	防止・早期対	・教育支援センターさくらんぼを拠点として、不登校児童生
	応の取組強化	徒の支援・相談を行うとともに、学校復帰にむけた取組の
		充実を図る。
		・校内サポートルームを各中学校に設置し児童生徒の実態に
		応じた対応の充実を図る。
		・フリースクール等へ通所する児童生徒の保護者に、その通
		所費及び通学費を補助する。
		☆スクールソーシャルワーカー活用事業
		・ケース会議の開催を通して、多様な背景・実態のある児童
		生徒に、より精度の高いアセスメントで包括的に働きかけ
		る体制を整える。
		〇児童生徒就学援助・奨励事業
		・援助が必要な世帯の保護者の経済的、心理的負担を軽減し、
		児童生徒の充実した教育活動を支援する。
		☆特別支援教育充実事業
		・特別支援教育コーディネーターを配置し保小中連携の強化
		や就学支援を行うとともに、会見小・西伯小に各1名特別
		支援教育支援員を配置し特別支援学級在籍児童の学習・生
		活の指導・支援の充実を図る。
		☆学習支援員等配置事業(小・中学校)
		・特別な支援を要する児童生徒への学習面・生活面の指導や
		支援により、学力の定着や社会性の育みを支える。
		〇通学定期券助成事業(小・中学校)
		・遠距離通学をする児童生徒に通年で定期券を支給し、安心
		安全な登下校の確保と保護者負担の軽減を図る。
2	学力の向上	<u>〇英語教育充実事業</u>
		・外国語指導助手(ALT)を中学校、外国語支援員を小学校
		にそれぞれ配置することにより英語教育の充実を図り、積
		極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする態度を育
		成するとともに、ネイティブ・スピーカーの良さを生か
		し、話すことや聞くことなどの実践力を高める。
		☆会計年度任用職員雇用(教育委員会)

・教職員が業務に専念できる環境整備に資する。

〇少人数学級対応事業

・小学校及び中学校1年生は30人学級、中学校2・3年生は35人学級を編制する。(協力金対象:南部中1年2年)

〇学校経営校長戦略事業

・先進地視察、授業研究会の開催、子ども新聞購読等特色ある取組により、各校の課題解決を図る。

☆幼児教育・保育専門員配置事業

・園経営の支援、研修機会の提供、保小連携・接続の充実等により、園経営及び保育の質の向上を図る。

〇学校管理費 (小・中学校)

・学校施設設備の維持管理、学校運営管理に必要な物品購入、 児童生徒及び教職員の健康・安全事業等を行う。

☆学校司書雇用事業(小・中学校)

・公立図書館と連携し、児童生徒や教職員の実態や希望に沿った図書館教育環境の整備を行い、教育活動の多様化・活性化・充実を図る。

〇教育振興費 (小・中学校)

- ・教育目標の達成に向け、標準学力調査やWEBQUテスト等の 分析を生かした授業改善や学年・学級経営の充実を図る。
- ・小学校1~3年生の教材費の無償化と小学校全学年の学級 費の廃止、制服購入経費助成等により保護者負担の軽減を 図るとともに就学が円滑に行われるようにする。

○給食センター管理事業

・給食を効率的かつ安全・安心・安定的に提供する。

〇給食材料購入事業

・町の特色を生かした給食を効率的かつ安全・安心・安定的 に提供し、児童生徒の健康な体づくりとともに食育により 地元に愛着をもつことをめざす。

3 コミュニティ・スクールの充実

〇地域とともに歩む学校づくり推進事業(事務局、小・中学 校)

・地域住民とめざす子ども像を共有した協働による活動を推進し、地域総ぐるみで子どもを育むしくみや環境を整える。

〇高校等通学定期券助成事業

・ 高校等への通学定期券及び回数券購入費の半額を助成する ことで、安心安全な通学を確保するとともに保護者の負担 軽減を図る。

		☆学校主事雇用事業(小・中学校)
		・給食関連業務や学校用務、環境整備等を円滑に実施し、教
		育環境を整える。
4	部活動改革の	〇部活動指導支援事業
	推進	・地域クラブ活動への移行に向けた実証事業及び鳥取県部活
		動の地域移行に係る推進体制整備・支援事業(地域クラブ
		立ち上げ支援事業)を活用し、部活動の地域移行を推進す
		る。
		・公用車を運行し、部活動合同練習が円滑に行えるよう支援
		する。
		〇教育振興助成事業
		・中学校の部活動において、中国大会以上に出場するのに必
		要な旅費、大会参加費、運搬経費などを補助する。
5	GIGAスク	〇ICT活用事業
	ール構想によ	・ICT 支援員による学習用タブレット端末活用の推進及び授
	るICT活用	業への入り込み支援及び補助を行う。
	の支援	・大型モニターの効果的な活用により学習の質の向上を図
		る。

【人権・社会教育課】

	雅 位云教月际	
	重点施策	具体的な取組
1	次代の町を担	〇公園管理事業
	う人材の育成	・町内外スポーツ団体・愛好者の交流、健康増進等につなげ
		るため、安全な施設管理・維持に努める。
		・住民の意向を施策の企画・立案に資するための学習課題の
		抽出や意見具申等を行う。
		〇社会教育総務事務費
		・社会教育体制充実のため、「社会教育主事養成事業」に職
		員を派遣する。
		・社会教育委員を任命し、社会教育に関する諸計画を立案す
		るとともに、青少年に関する事項のほか各種事業について
		審議する。
		・社会教育関係者の資質・能力向上のため各種研修会への参
		加を促すとともに、社会教育関係団体の活動を支援するた
		め補助金及び負担金を支出する。

・地域おこし協力隊活動受入支援を行い、地域資源を活用した小中学生対象の教育プログラムの開発、高校生サークル、新☆青年団の育成活動支援を行う。

〇スポーツ・文化表彰

・学校、総合型地域スポーツクラブ、地域振興協議会等から 推薦を受けた個人・団体に対し、成績に応じた各賞を授与 することでスポーツ・文化活動の振興に寄与する。

〇二十歳の集い

・町全体での祝意を伝える式典・記念植樹等により、参加対 象者の郷土愛を醸成する。

〇高校生サークル魅力化事業

- ・南部町に住む高校生で組織する「南部町高校生サークル With you 翼」が行う研修や交流活動を支援する。
- ・5月2日をスーパーゴールデンウイークとして、小・中学 生の居場所作りを、中高校生が主体となって企画運営す る。
- ・町外研修(韓国)への参加を通して、異文化理解を深める とともに、郷土愛の醸成を図る。

〇青年団活性化事業

- ・新☆青年団「へん to つくり」への研修・交流機会の充実により、グローカル視点を有した人材育成に努める。
- ・県内青年団体等との交流を通して、町の魅力を高める取組につなげる。

〇南部町公民館運営費

- ・公民館の適切な維持管理及び運営を行い、生涯学習・社会 教育の交流拠点としての役割を果たす。
- ・公民館運営審議会を年5回開催し、各種事業における企画・立案・実施・検証等について、調査・審議を行うことで、公民館活動の充実を図る。

〇公民館活動事業

- ・公民館学級、公民館まつり、生涯学習作品展のほか、全世 代が参加できる生涯学習の機会を提供する。
- ・生活課題の解決に向けた社会教育活動を実施する。

〇保健体育総務費事務費

・社会体育関係団体や各種スポーツ大会を支援することによる生涯スポーツの普及促進を通して、住民の健康増進に資する。

- ・スポーツ推進委員を任命し、学校、公民館の教育機関ほか、求めに応じてスポーツの実技指導を行うことで、生涯スポーツを普及・促進し、町民の健康・体力の増進に寄与する。
- ・スポーツ推進審議会委員を任命し、町のスポーツ推進に関する重要事項の調査・審議を行い、生涯スポーツへの体制・環境整備の促進を図る。
- ・スポーツ振興コーディネーターを配置し、障がいのある方 や、支援が必要な人たちが参加しやすいようなスポーツ活 動の機会を設ける。
- ・ラジオ体操夏季巡回事業を「とっとり花回廊」で実施し、 ラジオ体操を通じ、町民の健康促進を図る。

〇総合型地域スポーツクラブ支援事業

・町内生涯スポーツの拠点となる南部町総合型スポーツクラブ「スポ net なんぶ」の健全な事業運営を図る。

○体育施設管理事業

・町内体育施設を住民相互の交流の場として位置づけるとと もに、利用者の心身の健康増進につなげる。

2 人権教育・人 権啓発の推進

〇人権対策事務費

- ・人権課題をテーマに学習する「ミカエル・セミナー」、「振 興区別人権問題交流懇談会」ほか、多様な学習機会によ り、町民の正しい知識と人権感覚を育む。
- ・町民対象とした人権意識調査を実施し、これまでの成果と 課題を考察したものを報告書としてまとめる。

〇就職奨励金支給事業

・身体・知的障がい、社会的事情等により就職にあたって困難と認められる方々への支援により、人権尊重社会の実現に寄与する。

〇人権啓発地方委託事業

・幅広い世代の人権感覚を養うため、人権コンサートや講演 (公演) 会など多様な研修方法を検討・実施する。

〇宮前隣保館運営事業

- ・多様な世代を対象とした各種学習会・研修会を継続実施するとともに、生活相談や訪問活動による地区内の実情を把握すること等を通して、人権意識の向上をめざす。
- ・隣保館運営審議会委員を任命し、両隣保館が町の人権施策 の拠点としての役割を担っていくため、当該審議会を年間 2回開催し、事業の評価や館の運営等について審議する。

☆生活相談員設置事業

・生活相談員が各家庭を訪問し、実態を把握することで課題 の抽出を行うとともに、相談・支援の充実を図る。

☆館長報酬等(宮前隣保館)

・熱と光の解放文化祭の開催ほか人権啓発を積極的に発信するとともに、安心して暮らせる健康長寿の地域づくりの拠点となるため、館長を配置する。

☆指導員報酬等(宮前隣保館)

・地区内外の住民が、各種事業に気軽に参加できる環境を整 えるとともに、地域の交流拠点となるよう指導員を配置す る。

〇西伯文化会館運営事業

- ・地区内の多様な世代を対象とした学習、研修を通して自尊 感情を高め、自立を促す。
- ・町内外の方々への啓発・学習・広報を通じて、同和問題を はじめあらゆる差別問題の理解・解消をめざす。

☆館長報酬(西伯文化会館)

・同和問題をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けた事業 を行うほか地域住民の学びと交流の場を保障するなど、町 民の人権意識向上を図るため、館長を配置する。

☆指導員報酬(西伯文化会館)

・年間事業計画の作成、啓発及び広報活動、解放まつりほか各 種事業の実施等を通して、町民の人権意識向上を図るため、 指導員を配置する。

〇老人館運営事業

・地区内高齢者による様々な学習活動・交流活動・奉仕活動 その他の体験活動を通して、生きがいある安心して暮らせ る地域づくりをめざす。

〇進学奨励金支給事業

・同和地区及び経済的理由で就学が困難な町内高校生・大学 生を対象に奨学金を支給し、差別等に負けない力を育成す るとともに、進学の機会を保障する。

☆人権教育啓発専門員

・振興区別交流懇談会を中心とした各種研修、講演、学習会 の企画立案、事業実施などを通じて町民への啓発推進にあ たる。町主催の人権学習の実施を支援する。

3 家庭教育支援 の推進

〇アートスタート推進事業

・子どもの潜在的な可能性を引き出し、豊かな感性と創造性 を育むことを目的に、未就学児を対象とした人形劇などの 公演鑑賞を提供する。

〇家庭教育推進事業

・アウトリーチ型の家庭教育支援体制を充実するとともに、 切れ目のない学びの場、子育て不安の解消に向けた相談の 場を提供するため、家庭教育支援員を配置する。

4 文化財保護の 啓発

<u>〇文化財保護事業</u>

- ・文化財、特別天然記念物等の保護・管理を適正に行うとと もに、有形・無形文化財を保存・管理・継承活動を行うた めの支援として補助金を交付する。
- ・文化財保護審議会を年間2回開催し、町の文化財保護行政 について審議し、適宜助言を受ける。
- ・町内遺跡調査保存管理を行い、町内の埋蔵文化財包蔵地に おいて、適切な時期に必要な試掘調査を実施する。

〇板祐生記念館活動事業

・コレクションを常設展示するとともに、他館等との連携により、特別展を開催し芸術性の高さを伝えるとともに、その文化の継承を行う。

5 図書館利用の 促進

〇図書館施設管理等運営事業

- ・新鮮かつ質の高い様々な角度からの資料や情報を収集し、 住民に提供する役割を担っている図書館の施設管理を適切 に保つ。
- ・図書館運営協議会を開催し、町民に親しまれ、暮らしに役立つ図書館となるよう図書館運営協議会を設置、委員を委嘱し、事業計画・諸行事利活用者の拡充等について協議する。

〇図書館資料整備事業

・町民・利用者が、様々な課題解決に対し意欲的に取り組む ことができるよう、蔵書の充実、資料の整備を行う。

☆図書館司書等雇用事業

・専門的知見を有する図書館司書を雇用し、利用者への資料 や書籍貸出し、レファレンス対応ほか図書館施設を活用し た読書活動の推進を図る。

○図書館普及促進事業

・保育園や学校を対象とした「おはなし会」や「ぬいぐるみ のおとまり会」「図書館クイズ」「図書館まつり」など、年 間を通じて幅広い年代を対象とした事業を実施すること で、図書館機能の周知、利用の促進と拡大を図る。

その他の施策	具体的な取組
教育委員会組織の	〇教育委員会費
充実・強化	・教育行政の運営、施策について協議し、南部町教育のより
	一層の充実を図る。
	〇教育委員会事務局費
	・教育課題解決に向けた教育委員会事務局及び町立学校の円
	滑な運営を図る。
	・中学校等新入生入学祝い金を贈る。

[※] 具体的な取組内の☆印は人件費のみの事業。